

「三浦保」愛基金推進事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

平成19年12月に創設した愛媛県「三浦保」愛基金（以下「基金」という。）について、基金創設のきっかけとなった実質的寄附者（三浦保氏）の御厚情に対する感謝の意を表するとともに、基金事業を広く県民に周知し、基金のさらなる有効活用を図ることを目的とする。

2 事業期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務

(1) 業務詳細

本基金の趣旨である「環境保全・自然保護分野の促進」「社会福祉の向上」「教育の振興」に寄与することを踏まえながら、下記①～④の内容による基金の普及等に必要な一切の業務を行うこと。

なお、令和7年度から、基金を活用した公募事業に教育分野を新たに追加したことから、当該分野の助成対象となり得る団体の応募意欲醸成に留意するとともに、①～④の取組みを効果的に組み合わせて実施し、事業効果の最大化を図ること。

① 愛媛県「三浦保」愛基金に関する広報

下記②～④に掲げるイベント等の集客の最大化を図ることを通じ、本基金の認知度向上及び令和8年1月～3月頃に募集を予定している本基金の公募事業への応募数増加に向けて、複数の広報媒体を組み合わせた効果的な広報業務を実施すること。

また、本業務は、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

(ア) 広報により集客を図るイベント等

- i 愛媛県「三浦保」愛基金普及啓発イベント（詳細は下記②）
- ii 愛媛県「三浦保」愛基金成果発表会（詳細は下記③）
- iii 公募事業応募団体サポート講座（詳細は下記④）

(イ) 業務内容

上記（ア）に掲げるイベント等への集客を図るため、複数の広報媒体を効果的に組み合わせて広報業務を実施すること。なお、広報媒体については、デジタル広告、チラシ、テレビCMなどを想定しているが、実際に利用する媒体については、提案内容を踏まえて、県と受託者で協議の上、決定する。

○広報媒体の選定や、予算配分、デジタル広告のターゲット・クリエイティブ等の提案に当たっては、以下に記載するイベント等の開催目的やコアターゲットを考慮すること。

○デジタル広告配信に当たっては、次の内容に留意すること。

- ・受託者において、デジタル広告のターゲット等を踏まえたランディングページを作成すること。
- ・ランディングページは『「三浦保」愛基金ホームページ（<https://miura->

aikikin.jp/)』内に設置し、県が別途作成を予定している申込フォームへ遷移する導線とすること。なお、設置に当たっては、同ホームページの管理運営業務の受託者と必要な協議・調整を行うこと。

- ・ 広告への反応やサイトアクセス状況を踏まえたPDCAサイクルを回すこと。

② 愛媛県「三浦保」愛基金普及啓発イベントの開催

(ア) 実施要件

i 目的

愛媛県「三浦保」愛基金を認知していない層（特に、若年層・子育て世帯）をコアターゲットに、一般県民を対象として本基金の認知度向上を図ることを目的とする。

ii 開催日時及び場所

県が確保している開催日時及び場所は次のとおりである。なお、本業務受託後は、受託者が会場側との連絡調整、会場使用料の支払いを行うものであること。

- ・ 開催日時：令和7年9月28日（日）11時～16時
- ・ 場 所：エミフルMASAKI（伊予郡松前町筒井850番）
1階グリーンコート

iii イベント概要

イベント概要は次のとおりとする。ただし、これらの事項に限定するものではなく、提案内容を踏まえて、県と受託者で協議の上、決定する。なお、提案に当たっては、来場者数（来場とみなす範囲を設定すること）、来場者の属性、イベント満足度の把握につながる手法を検討すること。

- ・ 本基金を活用している団体の活動に関する展示等（ワークショップを盛り込むなど、大型商業施設での集客に効果的な内容を検討すること。）
- ・ ステージイベント（本イベントの趣旨を踏まえたゲスト招致、クイズ大会など）
- ・ 会場内の回遊性を高めるスタンプラリーなどのコンテンツ

(イ) 委託内容

i イベントの企画

- ・ 上記（ア）iii イベント概要をベースに集客力のあるイベントを企画すること。
- ・ 県と受託者で協議の上、本基金を活用している団体に対して本イベントへの協力を呼び掛け、同団体と連携した効果的なイベント企画及び必要な連絡調整を行うこと。

ii 県担当者及び開催場所（会場）との打合せ

iii イベントの運営・安全対策

下記の内容をはじめ、本イベントの運営・安全対策に必要な一切の業務を行うこと。

- ・ 司会者や、会場内外の整理に必要なスタッフを配置するなど、円滑なイベント運営・安全対策を講じること。

- ・ゲスト等を招致し、交通費、謝金等の支払いを行うこと。なお、展示等への協力を行う基金関係団体に対しては交通費のみの支払いを想定している。
- ・会場内の音響、イベントの実施に必要な物品、会場の案内・看板等について、主催者（県）及び会場と調整のうえ手配又は作成し、設営及び撤去を行うこと。
- ・会場使用に係る手続きを行い、必要な使用料の支払いを行うこと。

iv 普及啓発イベントの実施記録（写真撮影等）

③ 愛媛県「三浦保」愛基金成果発表会の開催

(ア) 実施要件

i 目的

本基金の助成対象となり得る県内の環境・福祉・教育に関する団体等の関係者をコアターゲットに、一般県民を対象として本基金活用による成果の情報発信を行うとともに、本基金を活用した公募事業への応募意欲の醸成を図ることを目的とする。

ii 開催日時・場所

令和7年10～12月に1回（土曜日・日曜日・祝日）、愛媛県内で開催する。なお、開催場所については、本業務目的や集客力の向上を踏まえて受託者が提案するものとし、提案内容に基づき、県と受託者で協議の上、決定する。

iii 成果発表会概要

成果発表会概要は次のとおりとする。ただし、これらの事項に限定するものではなく、提案内容を踏まえて、県と受託者で協議の上、決定する。

○開会（主催者あいさつ）

○前年度に基金を活用して事業を実施した団体（環境保全・自然保護分野2団体、社会福祉分野2団体程度）の成果発表

※成果発表を行う団体の選定は主催者（県）が行う。

○招致ゲストによる講演等

以下の要件を踏まえ、招致ゲストを選定の上、講演等の効果的な取組みを企画すること。

- ・本基金の趣旨に沿った非営利活動団体等の新たな立ち上げ又は既に実践している活動のステップアップに有益な事例紹介など、基本的な活動ノウハウの学習に資する内容であること。

- ・本基金を活用している団体間の情報交換・コミュニケーションの創出につながる仕掛けが盛り込まれていること。

○ 愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会 委員長講評

(イ) 委託内容

- i 成果発表会の企画及び進行
 - ・上記（ア） iii 成果発表会概要をベースに集客力のあるイベントを企画すること。
- ii 県担当者及び開催場所（会場）との打合せ
- iii 参加者受付、取りまとめ
- iv 成果発表会の運営・安全対策

下記の内容をはじめ、成果発表会の運営・安全対策に必要な一切の業務を行うこと。

 - ・司会者や、会場内外の整理に必要なスタッフを配置するなど、円滑な成果発表会運営・安全対策を講じること。
 - ・ゲスト等を招致し、交通費、謝金等の支払いを行うこと。なお、成果発表を行う基金関係団体に対しては交通費のみの支払いを想定している。
 - ・会場内の音響、発表会の実施に必要な物品、会場の案内・看板等について、主催者（県）及び会場と調整のうえ手配又は作成し、設営及び撤去を行うこと。
 - ・障がい者の参加に配慮したものとする。
 - ・会場使用に係る手続きを行い、必要な使用料の支払いを行うこと。
- v 当日プログラムの作成、配布
 - ・当日来場者に配布するための次第等を記載したプログラムを作成し、配布すること。
 - ・プログラムのPDFデータを提出すること。
- vi 成果発表会の実施記録（写真撮影等）
 - ・開催後、動画配信が可能な態勢を確保すること。

④ 公募事業応募団体サポート講座の開催

公募事業への応募を考えている団体等を対象に、申請書類の書き方や公募事業の概要を説明する講座を開催する。

(ア) 実施内容

- i 開催日時

令和8年1月下旬～2月中旬、1回当たり2時間程度
※開催日時については主催者（県）と打合せのうえ決定すること。
- ii 場所

東予・中予・南予で各1回、計3回開催
- iii 対象

公募事業への応募を考えている県内の環境・福祉・教育に関する団体等の関係者
※各会場15団体ずつ、計45団体の参加を目標とする。
- iv 実施詳細（案）

- 愛媛県「三浦保」愛基金の概要
- 申請書類の書き方に関する講義
 - ・講義については、開催後に動画配信が可能な態勢を確保すること。
- 申請内容に関する個別相談等
 - ・個別相談については、参加申込者からのニーズがあればZoom等を用いたオンライン相談が可能な態勢を確保すること。

(イ) 委託内容

- i 参加者募集・申し込み受付・取りまとめ
- ii 会場設営・撤去
 - ※会場の選定及び設備等の使用料の支払いは県が直接行う。
 - ※持込備品等、講座に必要な物品については、主催者（県）及び会場と調整のうえ、手配すること。
- iii 参加者の受付・対応（当日の受付、全体補助）
- iv 講師への謝金・旅費の支給
 - ※本事業にかかる講師を選定する場合は、講師謝金及び講師旅費の支払いを行うこと。
- v サポート講座の実施記録（写真撮影等）
- vi その他、本事業を円滑、安全、効果的に実施する上で必要な業務

(2) K P I の設定

本業務の目的を達成するために、以下にK P I を例示するので、効果的と考えられるK P I を設定し、提案すること。

なお、これらのK P I は、県と協議の上、業務開始前に決定する。

(以下、K P I 例示)

- ・普及啓発イベント来場者数：〇〇人以上（イベント来場とみなす範囲と把握する手法を提案すること。）
- ・成果発表会来場者数：〇〇人以上（50人以上を下限とする。）
- ・ランディングページのセッション数：〇〇回以上
- ・デジタル広告インプレッション数：〇〇回以上
- ・デジタル広告クリック数（率）：〇〇回（％）以上
- ・デジタル広告コンバージョン（申込フォームへの遷移）数（率）：〇〇回（％）以上

(3) 報告書の提出

- 報告書（様式任意）は2部作成すること。
- 報告書用の写真撮影を行うこと。
- 写真はデジタルデータ（J P E G形式）として、C DまたはD V D媒体に記

録すること。

○上記データは、県が作成するホームページや印刷物等へ使用できるものとする。

4 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、愛媛県に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、愛媛県が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議のうえ処理することとする。

5 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) 印刷物や啓発用品等には、可能な限り愛媛県「三浦保」愛基金のシンボルマーク及びロゴタイプを記載すること。
- (3) SNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (4) 受託者は、作成したSNS等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県と協議のうえ処理するものとする。

愛媛県「三浦保」愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ



愛媛県「三浦保」愛基金